

水源環境保全・再生かながわ県民会議 第3回市民事業等審査専門委員会 次第

平成19年8月20日(月)

15:00～17:00

かながわ県民活動サポートセンター 305会議室

議 事

- 1 水源環境の保全・再生に関わる活動団体からの意見聴取等
- 2 市民事業等支援制度の検討
- 3 県民会議委員及びNPO等からの意見収集の進め方
- 4 その他

配付資料

資料1 市民事業等審査専門委員会による意見収集等の進め方(案)

資料2 市民事業等支援制度の検討方向

資料3 市民事業等支援制度の検討に係る想定スケジュール(案)

参 考 他県の市民活動等への主な支援制度【森林保全等に係る税制措置を実施している県】

第3回市民事業等審査専門委員会出席者名簿

	氏 名	役 職	
委 員	新 堀 豊 彦	神奈川県自然保護協会理事長	
	沼 尾 波 子	日本大学経済学部准教授	
	萩 原 なつ子	立教大学社会学部社会学科准教授	
	福 江 裕 幸	神奈川新聞社論説主幹	
	増 田 清 美	神奈川県政モニターOB会幹事	
意見聴取する県 民会議委員及び NPO等	天 内 康 夫	水源環境保全・再生かながわ県民会議委員	
	河 西 悦 子	大月森づくり会 代表	
	椎 野 恭 治	まほろば里山林を育む会 代表	
	吉 武 美保子	よこはま里山研究所 副理事長	
神奈川県	事 務 局	籛 健 夫	企画部 土地水資源対策課長
		星 崎 雅 司	企画部 水源環境保全担当課長
		金 井 政 徳	企画部 土地水資源対策課主幹
		霜 島 由美子	企画部 土地水資源対策課副主幹
		草 柳 宏 治	企画部 土地水資源対策課主事
	渡 邊 敏 一	県民部 県民総務課NPO協働推進室主幹	

市民事業等審査専門委員会による意見収集等の進め方(案)

市民事業等審査専門委員会では、県民会議委員や実際に活動をしているNPO等から意見を収集しながら市民事業等支援制度の検討を進めるため、市民事業等審査専門委員会において意見聴取を行うが、専門委員会で意見聴取を行うことができない方々に対しては、ヒアリング調査を実施する。

1 意見聴取に係る各委員の希望及びNPO等の推薦状況(詳細は裏面参照)

- ・県民会議委員の希望者……5名
- ・推薦されたNPO等……7団体

2 第3回市民事業等審査専門委員会における意見聴取

希望する県民会議委員とその委員に推薦されたNPO等から意見を収集し、制度の検討を行う。

- ・天内委員(県民会議の希望者)
- ・大月森づくり会(推薦されたNPO)
- ・まほろば里山林を育む会(事務局推薦のNPO)
- ・よこはま里山研究所(事務局推薦のNPO)

3 第4回市民事業等審査専門委員会における意見聴取

第3回専門委員会で対応することのできなかつた県民会議委員及び推薦されたNPO等から意見を収集し、制度の検討を行う。

- ※ 希望する県民会議委員とその委員に推薦されたNPO等を同時に呼び意見聴取を行う。
(原則推薦者と非推薦者を同時に呼ぶ)

4 ヒアリング調査について

第4回市民事業等審査専門委員会で対応できない方々については、同委員会開催日までにヒアリング調査を行う。

- ※ 市民事業等審査専門委員会委員が分担し、それぞれ事務局と一緒にヒアリング調査を行う。

5 意見収集に係るスケジュール

NO	内 容	日 程
1	第3回市民事業等審査専門委員会における意見聴取	8月20日
2	日程調整	8月中・下旬
3	市民事業等審査専門委員会委員と事務局によるヒアリング	8月下旬～ 9月中・下旬
4	第4回市民事業等審査専門委員会における意見聴取	9月中・下旬

各委員からの希望及び推薦状況

NO	委員氏名	ヒアリング希望	8/20の都合	推薦団体(代表者名)
1	木平 勇吉	×	—	丹沢大山自然再生委員会(木平 勇吉)
2	天内 康夫	○	○	大月森づくり会(河西 悦子)
3	牧島 信一	○	×	桂川・相模川流域協議会(倉橋 満知子)
4	真覚 邦彦	○	×	推薦なし
5	高橋 二三代	×	—	山北町の環境を考える会(磯崎 勝)
6	坂本 勝津雄	○	×	鳥屋薪ストーブの会(坂本 勝津雄)
7	石村 黄仁	○	×	NPO自遊クラブ(山本 秀正)
8	柳川 三郎	×	—	金目川水系流域ネットワーク(佐々木 園子)

※意見聴取を希望した委員及び団体を推薦した委員のみ記載

市民事業等支援制度の検討方向

- ◆は市民事業等審査専門委員会での主な意見
□は県民会議委員からの意見(5月の意見照会)
◇は県民会議委員からの意見(8月の意見照会)
△は県民会議における意見

課題	検討内容	市民事業等審査専門委員会での主な意見及び県民会議委員からの意見(要旨)	検討方向
目的	○「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」にある目的との整合性をどう図るか。	<p>◆5か年計画の目的との整合性は必要</p> <p>◆県民フォーラムではいいと思うが、まるでお膳立てをしてあげるような人(団体)に、目的税を使ったこの制度の補助を受けるのはおかしいのではないか。</p> <p>◇活動の応援という観点から、幅広く支援していくというスタンスをベースにし、重点的な課題に対しては、期間限定で大規模な活動を支援する制度はどうか。(日常的に活動を展開している団体への支援だけでなく、小さなレベルでの活動が芽生えた時点で支援の対象となるような制度も必要かもしれない。)</p> <p>□住民や企業などのボランティア的な活動など市民活動内容を検証・評価し、予算の範囲で支援制度を設けるなど、幅広い分野を対象としたあり方を検討する必要がある。</p> <p>□市民の参画意識と関心を高めることを重視し、少額を多くの団体に支援する方がよい。</p> <p>□多くのNPO、市民団体が関われるようにすべき。</p>	○「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の趣旨に沿う活動を行う団体等の様々なニーズに幅広に対応する方向で検討を進める。
対象団体等	<p>○水源環境保全・再生に関する自主的な活動を行っている(予定している)団体やグループに限定するか。</p> <p>○個人を対象に含めるか。</p> <p>○民間企業を対象に含めるか。</p>	<p>◆水源環境の保全・再生に関する団体グループを中心に選定したほうがよいと思う。</p> <p>◆個人の活動の評価は難しく、結果が見えてこない気がする。</p> <p>◆民間企業の環境保全活動を支援する必要がない。</p> <p>◆民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めてはいけない。</p> <p>□市民とつく支援制度であれば、企業は対象とすべきでないが、民間企業の取り組みは歓迎すべきことであるので、名前を別にして制度をつくるべき。</p> <p>◆山梨県に活動拠点を置く団体も対象に含めたほうがよい。</p> <p>□県外に活動拠点を置く団体でも、「神奈川県の水源保全区域」であることが明らかであれば支援対象団体にしてよいのではないか。</p> <p>◆活動の実績や今後の活動の継続性が確保されたほうがよい。</p> <p>◆学生も対象に含めてよいのではないか。</p> <p>◇県民から集めた税金を、税を払っていない事業者の活動を助成することは問題があると思う。</p>	<p>○民間企業、任意団体、学生団体等も対象に含めるなど対象の幅を広げ、多くの団体やグループを対象に含めていく。</p> <p>○個人は、活動の支援対象ではなく、別枠で表彰やコンクールなどによる支援の必要性等の検討を行う。</p>
対象活動	<p>○直接的な効果が見込まれるものに限定するか。</p> <p>○普及啓発、調査研究、技術開発などを対象に含めるか。</p> <p>○営利目的の活動を対象に含めるか。</p> <p>○すでに補助を受けている活動を対象に含めるか。</p>	<p>◆直接的効果が見込まれるものに限定せずに、普及・啓発、調査・研究は対象活動に含めたほうがよい。</p> <p>□支援する活動は、「水道水源に関わる活動」「水道水源域での活動」に限定すべき。</p> <p>◇県民参加や市民事業には、①関心を持つ、情報の共有②作業に参加する。③計画立案の検討④決定への参加の4段階があるが、②だけでなくいずれ段階においての支援も必要である。広く将来への可能性を持つ制度を設計して欲しい。</p> <p>◇行政・民間を問わず、類似の取組が多すぎる。そのため、市民事業の内容を広げすぎず、県民に分かりやすいものに限定したらどうか。</p> <p>◆新しいものを生み出していくということも必要だと思う。そのためには、調査・研究の活動が必要となる。</p> <p>◆普及・啓発活動は県民会議やフォーラムで行っていくべき。</p> <p>◆教育・啓発活動も現場で行っているものは対象にしてよいのではないか。</p> <p>□調査研究や普及啓発活動も支援対象としてもよい。</p> <p>◆民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めてはいけない。</p> <p>◆営利目的の活動を対象に含めるのは疑問</p> <p>◆公平性の点から一度補助を受けている団体は対象外としたほうがよい。</p> <p>◆すでに補助を受けている団体も対象にしてよいが、審査段階で勘案する。</p> <p>◇他の資金を獲得した事業にさらに支援するかどうかとも考える必要がある。</p> <p>□雨水利用を支援対象に加えてもよいのではないか。</p> <p>◇学習教室に参加にかかる経費を対象としてもらいたい。</p> <p>△学校に対する環境学習を支援の対象としてほしい。</p>	<p>○環境保全活動だけでなく、調査・研究活動も対象に含めていくが、普及・啓発活動は県民会議や県民フォーラムで行う。</p> <p>○民間企業は対象に含めるが、営利目的の活動については、対象外とする。</p> <p>○すでに補助を受けている団体でも幅広に受け付けて、審査段階で勘案するなどの考慮をする。</p>

活動地域	<ul style="list-style-type: none"> ○水源保全地域内の取組に限定するか。 ○水源保全地域外の活動も含めるか。 ○県外上流域での活動も含めるか。 ○県外に活動拠点を置く団体を対象も含めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山梨県での活動も対象に含めたほうがよい。 ◇三浦市では地下水を使っており、三浦半島を対象に加えておいて欲しい。 	○山梨県での活動についても、検討を行う。
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○補助限度額及び補助率に上限を設定するか。 ○事業規模や対象活動によって限度額に区分を設定するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆限度額は設定したほうがよい。 ◇ボランティアの活動費(人件費)を時給換算して、同額の経費を助成する制度を考えて欲しい。 ◇幅広く小額補助(5万円程度)をし、重点的な課題には、高額補助(200万円程度)をしたらどうか。 	○限度額には上限を設定するが、補助率や限度額の区分については、今後検討を行う。
支援期間	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの団体へ支援することや、行政の支援からの自立化を促すことを考慮し、同一事業の補助回数(年数)に上限を設定するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆5か年計画で進んでいることを踏まえ、上限を設定する必要がある。 ◇5年を限度としたらどうか。(毎年申請は必要) △初年度はしょうがないが、2年目以降は年間を通じた支援ができるような制度設計をして欲しい。 △5年なら5年と区切って支援をするべきだ。 	○5か年計画での事業ということ踏まえ、補助回数や上限について、今後検討を行う。
審査	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような方法(例えば書類選考、代表者面接、公開プレゼンテーション)により審査を行うか。 ○事業規模や団体の活動実績などによる区分を設定し、審査方法に差異を設けるか。 ○対象事業によっては、他の専門家の参加が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> □提案の手続き(申請書)や選考面接などは簡単にし、あまり難しく厳格にしないほうがよい。支援対象範囲、要件をわかりやすく、モデルを示して説明するなど、申請書作りに負担をかけさせない配慮が必要。 ◇書類(必要に応じて面接)審査、現地視察を経て決定したらどうか。 ◇科学的に全く意味のない事業提案があるかもしれないので、よく見極めて審査を行う必要がある。科学的な判断が必要な場合は、根拠となった学術書や論文を記載していただくことも必要かもしれない。 ◇申請時に、他の制度などの予算申請を全て列挙してもらい、その団体における当該申請の力配分を示してもらったほうが最近では普通である。 ◇過去の実績を考慮するかは重要な視点である。5段階に評価して考慮するなどの工夫が必要である。 ◇施策大綱や5か年計画全般を踏まえながら、事業の効果や位置付けを検討する必要がある。他の事業との重複の点で無駄が出てしまう。 	○今後、具体的な検討を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事後評価を行うか。 ○成果の公表をどうするか。 ○既存の制度との住み分けをどうするか。 ○地区の割り振りをどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助を受ける団体の報告会を行ったらどうか。そうすることにより、団体も責任を負い、補助する側もちゃんとチェックをする。 ◆事後評価や成果の公表は行わなければいけない。 ◆中間報告・評価も含めて行うべき。 ◇複数年度にわたる活動は年度ごとに成果発表を行い、継続の可否について検討する必要がある。 ◇成果の公表をどう行うかも重要、成果報告会での発表は15分程度でも内容が見えてくる。 ◇各団体に対しては、活動の報告、県民フォーラムへの参加協力、意見発表等も前提として交流や情報の共有化、学びの場という観点を大切にしていきたい。 ◇活動場面見学や取材などにより活動把握を行い、県民フォーラムを活用した活動報告を行ったらどうか。 ◇県民フォーラムと連携しながら、支援を行うことがよい。支援を行ったグループには活動成果を県民フォーラムのなかで紹介することをルール化してはどうか。 	○中間報告、事後評価、成果の公表は必要となるが、具体的な方法については、今後検討を行う。

財政面以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や企業との協働事業について検討すべきか。 ○水源環境保全・再生分野で取り組むNPO等の創出を視野に入れた仕組みづくりも必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> □一つの団体で完結するような活動への支援にとどまらず、連携や協働による活動、協議会システムの運営活動への(立ち上げ)支援が効果的ではないか。 □市民事業には、たとえば森林組合等の事業者との協働が重要であり、そのコーディネート機能を事務局等がどのように支援するか検討が必要。 ◆調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべき。 ◆20年のスパンでは必要かもしれないが、5か年計画のなかでは創出までは無理ではないか。 ◆目的税をどう使うのかという仕組みづくりを優先するべきで、ここまで考える必要はないのではないか。 ◇これから立ち上げる市民活動の創設等も支援して欲しい。 ◇マンパワー不足問題に対応するため、水源環境保全・再生の活動に係る人材データベースを作ったらどうか。 ◇担い手不足の問題に対しては、中高生への啓発活動等を授業、部活動、子ども会の活動に盛り込めたらよいと思う。 △支援という問題を新しい雇用の創出という論点で考えていかなければならない。 ◇NPO等の取組や事業全体をコーディネートしたり、プロモートするような仕組みや組織も必要だと思う。 	○財政面以外での支援、特に協働事業の必要性については、広く意見を聞きながら今後検討を行う。 ○NPOの創出を視野に入れた仕組みづくりの必要性については、協働事業の必要性と併せて、今後検討を進めていく。
----------	---	---	---

市民事業等支援制度の検討に係る想定スケジュール（案）

月	会議開催予定	専門委員会での検討内容	作業予定	
19	4	◇第1回県民会議 ◆専門委員会 検討課題、検討スケジュール、類似の制度・活動事例等	<ul style="list-style-type: none"> 類似の制度や活動事例等の収集・整理（県・市町村・他県の類似制度の状況） 論点整理や専門委員会の運営方法や制度についての提案の収集 	
	5			
	6			
	7	◆専門委員会 ◇第2回県民会議	論点の整理	<ul style="list-style-type: none"> 希望する県民会議委員や県民会議委員から推薦されたNPO等からの意見収集
	8	◆専門委員会	制度の検討（対象活動、対象団体、限度額等）	
	9	◆専門委員会	制度の検討（対象活動、対象団体、限度額等）	
	10	◆専門委員会	基本方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■地域別フォーラム（県西地域） H20年度当初予算要求案作成 ■地域別フォーラム（県北地域）
	11	◇第3回県民会議		
	12			
1	◆専門委員会	審査基準や募集方法の検討	H20年度当初予算案に係る記者発表	
2	◆専門委員会	募集要綱等の検討	H20年度当初予算の議決	
3			■地域別フォーラム（湘南地域）	
20	4	◆専門委員会 ◇第1回県民会議	<ul style="list-style-type: none"> 募集開始 審査 支援開始 	
	5			
	6			

他県の市民活動等への主な支援制度【森林保全等に係る税制措置を実施している県】

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間	審査方法
1	高知県	こうち山の日推進事業	「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」の制定趣旨に基づいた普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的とする。	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同しその普及啓発に資する団体 ※平成19年度からは、(社)高知県森と緑の会を補助事業者とし、間接補助方式で実施	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全活動等に関するもの(森林保全活動、林業作業体験等) 森林環境学習等に関するもの 都市と山村の交流促進等に関するもの(普及啓発・交流を促進する活動等) 木と親しむ取り組みに関するもの 	補助率 1/2以内(補助事業者が市町村、一部事務組合以外で補助対象経費400千円以内の事業については定額(補助限度額200千円))	書類審査及びプレゼンテーション
		生き生きこうちの森づくり推進事業	森林と人との共生林のうち、県民生活に身近な集落周辺の里山林、河川に隣接する水辺林、美しい自然景観を保全・形成する景観林等の、森林と人がふれ合う森林を、地域が一体となって整備、管理、活用する取り組みを支援することで、森林や森林に対する重要性について県民の理解と関心を深める。	地域住民等で組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の間伐(伐採・伐捨)強度の間伐により、林内へ光を入れ下草や広葉樹の侵入を促すことを目的とする。 竹林の改良(伐採・搬出集積)適度な成立本数に間引き健全な生育環境に導くことで、林内へ光を入れ下草や広葉樹の侵入を促すことを目的とする。 歩道の作設 作業及び管理、散策用の歩道として活用することを目的とする。 その他知事が必要と認めるもの。 	限度額 一地区当たりの事業費の上限は概ね200万円とする	書類審査
2	岡山県	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	県土の7割を占める森林は、県土の保全や水源のかん養等、県民の安全で快適な生活環境を維持するうえで重要な役割を果たしている。その森林を適正に保全・整備し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるためには、子供から高齢者まで県民各層の幅広い理解と協力を得て、県民参加の森づくりを進めていくことが必要である。このため、森林活動ボランティアの中心的な役割を担う人材育成を進めるとともに、県民参加の下に取り組んでいる「美しい森づくり運動」等の活動を推進する。また、身近な自然である里山や、その整備活動の取組への関心の高まりに対し、幅広い支援を行う。	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業(森林ガイド養成事業) 森林・林業や森林ボランティア活動に関心のある者、森林ガイド認定者 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座 里山整備に取り組んでいる者、これから新たに取組もうとする者 ・里山ふれあい活動の支援 活動プランを企画提案した里山保全グループ等	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業 「森林ガイド初級研修」及び「森林ガイドレベルアップ研修」の実施 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座初心者向け講習会の開催 ・里山ふれあい活動の支援 ア 先進事例調査、交流イベント等 イ 里山の幸の特産品化する試み、ウォーキングロードの設置等 ウ 里山保全活動に必要な資機材の配備	限度額 森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業 研修実施回数5回、予算額470千円 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座講習会開催回数5講座 予算額234千円 ・里山ふれあい活動の支援 ア 限度額100千円 補助率1/2(6グループ) イ 限度額100千円 補助率1/3(6グループ) ウ 限度額400千円 補助率1/2(6グループ) 予算額3,600千円	書類審査

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間等	審査方法
3	鳥取県	とっとり県民参加の森づくり推進事業	県民の方に森林・林業の体験学習（作業）等を通じて森林への理解を深めてもらい、森林づくりへの参加を促す。	・NPO、ボランティア団体等 ・地方公共団体（県を除く。）、森林組合等 ・小中学校等	森林整備の体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験等	限度額 事業費はおおむね500千円以上とする。ただし、事業実施主体が小中学校等の場合はおおむね200千円以上とする。ただし、1事業実施主体に対する補助限度額は、1,000千円とする。（県負担率10/10）	書類審査
4	島根県	森づくり・資源活用実践事業	県民のアイデアと参加を基本とする森づくりや資源活用の取組に要する経費に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援する。	次の事項を全て満たしている団体など ・水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解していること。 ・自ら企画した事業案を県内で実施し、報告できること。 ・この事業で営利を追求しないこと。 ・この事業に関係する会計及び経理を明瞭に行い、報告できること。	森を保全する取組及び森を利用する取組	補助率 1/2以内（一部経費10/10）	書類審査
5	山口県	類似制度なし					
6	愛媛県	愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金	森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に向け、県民の豊かな発想による自発的な活動を支援することで、森林に対する県民参加の具体化を図る。	県内に住所を有する個人及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体	・森とくらす活動に関する事業（森林環境教育、森林保全活動、森林ボランティア活動等） ・森をつくる活動に関する事業（里山林・放置竹林等の森林整備活動等） ・木をつかう活動に関する事業（木材利用推進活動、木工広場の開催等） ・その他別に定める事業	限度額 200万円 補助率 50万円以下の部分は10/10以内 50万円を超える部分は1/2以内	書類審査
7	熊本県	上下流連携森林整備促進事業	上下流の市町村の連携による森林整備を進めるとともに、上下流の住民等の連携による様々な森づくり活動等への取組を支援し、森林の公益的機能等の高度発揮を図る。	市町村、NPO、農林水産業者等又は、住民等の組織する団体	上下流の住民団体等が連携して行う森林整備や間伐材等を利用した環境保全等の取組に対し経費の一部を助成	限度額 資材費等に対し10/10以内	書類審査
		里山林保全活用推進事業	未利用のまま放置されている里山林の新たな利活用を通じて、里山林の保全と地域の活性化を図るため、里山林の新たな利活用方策を地域住民等から広く募集し、実践的なモデル事業として、都市住民と農山村地域の住民が連携して取り組むことにより、地域の活性化と身近な環境の保全を図る。	市町村、NPO、地域住民が組織する団体	・里山林保全活用施設整備 歩道、トイレ、作業小屋、炭窯等の簡易な施設の製作・設置等に支援 ・里山林保全活用活動支援 植栽、下刈り、間伐、つる切り、雑木整理等や木・木炭づくり、タケノコ堀、里山林観察、森林セラピー等の活動に支援		
		学びの森活動推進事業	地域や学校を単位として環境学習の場としての森林（環境学習林）整備、活動計画づくりや森林インストラクター等の充実強化を図る。	市町村、学校（小中高）、PTA、NPO法人、地域住民が組織する団体、児童擁護施設	・活動施設整備 環境学習を行う上で必要な遊歩道、標識、休憩小屋等の整備 ・森林環境学習活動の支援 森林作業体験、自然観察等の森林環境教育活動に対する支援 ・学びの森モデル林研修会 県内4箇所をモデル林と指定し、指導者の研修会等を行う。		
		ふるさとの四季を彩る森づくり運動	県民一人一人の参加による身近な森や潤いのある自然景観、自然とのふれあいの場としての森を育てる活動を推進し、「県民参加の森林づくり」の気運の一層の醸成を図る。	地域の団体等	地域の団体等が森づくりをする場合、市町村を通して、苗木及び資材費を助成	補助率 苗木及び資材に対し10/10	

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間等	審査方法
8	山形県	みどり環境公募事業	豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で未来に引き継ぐためには、県による荒廃森林の直接的な整備に加えて、やまがたの森林や自然環境の保全について県民自ら直接関わる問題として捉え、県民の積極的な森づくりへの参加を促進することが必要となっている。このため、地域住民やNPO、企業等が地域のニーズに対して取り組む自主的な森林保全活動など、森林を始めとした自然環境を守り育てる地域力を高める取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人、企業、組合、私立学校等の法人格を有する団体 ・PTA、自治会等の地域団体 ・その他各種ボランティア等の任意団体(ただし、規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体であること。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林での保全・体験活動 ・河川等の水環境の保全活動 ・希少野生生物等の保全活動 	限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・森林での保全・体験活動(1件当たりの事業費100万円を上限) ・河川等の水環境の保全活動(1件あたりの事業費200万円を上限) ・希少野生生物等の保全活動(1件あたりの事業費200万円を上限) ※補助率はいずれも10/10 補助回数制限なし	原則書類審査
9	鹿児島県	森林の体験活動支援事業	県民が自ら実施する森林・林業学習や森林の整備保全活動を併せて実施する活動に対し助成措置を講じ、県民の森林・林業に対する理解と森林づくりへの積極的な参加を図る。	次の要件をすべて具備しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・自ら企画した事業を県内で実践できること ・自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。 ・助成金の使途に係る条件遵守が確実であること。 ・営利を目的としないこと。 	「①学習活動」と「②体験活動」をセットで実施するもの ①学習活動 森林の果たす役割についての学習活動など、森林・林業に関する学習活動 ②体験活動 植樹や下刈り、間伐などの森林づくり活動など、森林・林業を体験できる活動	限度額 1団体につき100万円	書類審査及び聞取調査
		地域森林環境づくり促進事業	地域の自治体や団体などが企画・立案し、地域の森林環境の向上を図るための森林整備や付帯施設の整備に対して助成する。	市町村、森林組合、漁業共同組合、集落等の地域自治会等	地域住民の方々が地域にある森林の環境・景観保全、保健休養機能の維持・向上を図るための森林整備とそれに付帯する施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の例 植栽、保育、利用間伐、竹林改良など ・付帯施設の例 森林環境税事業で実施した旨の木製看板、遊歩道、作業道、標識など 	限度額 上限は150万円 補助率 知事が認める実施経費の7/10以内	書類審査
		木のあふれる街づくり事業	間伐材等県産材の利用を進め、森林環境の保全等を図るため、モデル的な木製品・木造施設の整備や木製品等の開発及び普及に関する取組を広く募集し、これら整備に対して助成する。	①木造施設等の整備 市町村、学校、自治会、公益を目的とする法人、森林組合等協同組合、その他県産材の利用に取り組む団体 ②木製品等の開発及び普及に関する取組 森林組合等共同組合、林業者・木材関連業者等で組織する団体、民間企業等で組織され県産材の需要拡大に繋がる製品等の開発や普及に取り組む団体	<ul style="list-style-type: none"> ・木造施設等の整備 ・木製品等の開発及び普及に関する取組 	補助率 補助金の学派、木造施設等の整備に要する経費又は木製品等の開発及び普及に関する取組に要する経費の1/2以内 限度額 上限額は200万円で、下限額は5万円	書類審査及び聞取調査

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間等	審査方法
10	岩手県	県民参加の森林づくり促進事業	地域住民などの地域力を活かした、身近な里山林などの整備や野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備など、県民自らが主体的に進める公益林の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農林水産業者の組織する団体（非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体） ・地域住民団体（非営利団体で規約等の定めがあり総会が開催される団体）、 ・NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用のまま放置されている里山林の再生（森林整備）や新たな活用を図るための整備などの活動。 ・上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動。 ・野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備 など 	補助率等 補助率：10/10 1団体当たり、原則100万円以内。同一年度においては1団体1回限り。	書類審査及び公開プレゼンテーション
11	福島県	森林ボランティア団体活動支援事業	森林環境税の制定目的である「県民一人一人が参画する新たな森づくり」を推進するため、県内各地息において積極的な森林整備活動等を行うボランティア団体等の活動を支援する。	民間非営利団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備活動（植栽、下刈、枝打、除伐、間伐等） ・放置され荒廃した竹林の整備活動 ・森林整備活動及び竹林整備活動実施のための作業歩道の設置 ・森林づくりの意識を醸成する活動（木工クラフト、炭焼き、薪割り、きのこ植菌体験、森林内での森林観察等） 	補助率 2/3以内 補助限度額 1団体当たり50万円/年（補助回数の上限なし）	書類審査
12	静岡県	類似制度なし					
13	滋賀県	みんなで始めよう森づくり活動公募事業	森林づくりや資源利用、森林環境学習や森づくりの人材育成など地域のNPO等が行う活動を支援	NPO、地域住民グループ、森林ボランティア団体等（里山協定林を除く）	県内で行われる琵琶湖森林づくり基本計画の施策に即した活動であること ほか一定要件を満たした活動であること。	補助率 2/3（補助金上限額は、20万円/年）	書類確認
14	兵庫県	県民まちなみ緑化事業	都市地域において、防災性の向上や環境改善等を図るため、県民が実施する緑化活動に対し、兵庫県が県民緑税を財源として補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、婦人会、老人会など地域基盤 ・まとまった面積（100㎡以上）の緑化が可能な土地の所有者・管理者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災緑化事業 ・環境緑化事業 ・修景緑化事業 	補助率 10/10	書類審査
15	奈良県	里山林機能回復整備事業制度	都市近郊や集落周辺の手入れがされずに荒廃した里山林を、NPO法人やボランティア団体等の県民参加の森づくりとして整備を行うことにより、里山林の景観や機能の回復を図る。	整備団体は、県民が組織するNPO、森林ボランティア、集落単位の自治会、農家組合などの5人以上で構成する団体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の本拠地が奈良県内にあること。 ・里山林の整備と利活用の活動区域が奈良県内であること。 ・整備と利活用の活動が継続して行われると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した広葉樹あるいは竹林の刈払い、つるきり及び主に枯損木、不用木の除伐、玉切りの森林整備 ・整備に必要な機材（チェーンソー、刈払機、鎌、鋸、ヘルメット等）の貸出（市町村を経由して、補助を行う） 	・林分の整備に要する費用 広葉樹・・・304,500円/ha 竹林・・・249,400円/ha ・森林整備のための機械（チェーンソー、刈払機等）や道具（鎌、ノコギリ等）に係る費用 広葉樹・・・193,000円/1set 竹林用・・・129,500円/1set （県補助率10/10）	書類審査

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間等	審査方法
16	大分県	大分県新たな森林づくり事業提案募集	森林環境税を活用した施策を進めるに当たって、多くの県民の意見を取り入れるとともに、森林づくりへの県民参加を促進する。	・県内に居住又は事務所を置くすべての個人及び団体等 ・県内者と県外者が共同で行う団体等（ただし、この場合は県内者を主とする。）	事業提案は、森林づくり事業や研究開発事業、その他森林環境の保全やすべての県民で守り育てる意識を醸成するために必要な事業とする。	<p>限度額</p> <p>①森林づくり事業</p> <p>ア 森林づくり活動、森林環境教育、子どもの森林体験等事業費が 500 千円以下の場合は事業費と同額とする。なお、事業費が 500 千円を超える場合は超過額の 1/2 以内を加算し、補助金の上限額は 1,000 千円とする。</p> <p>イ 子どもの森整備 ・事業費の 3/4 以内とし、補助金の上限額 1,000 千円とする。</p> <p>ウ 里山づくり(里山林の整備、里山資源の利活用等) ・事業費の 3/4 以内とし、補助金の上限額は 2,000 千円とする。</p> <p>②研究開発事業</p> <p>ア 新たな森林育成管理技術</p> <p>イ 木材、竹林の新用途開発 ・補助金の額は 10,000 千円以内とする。 ・研究期間は 3 年以内とする。</p>	書類審査
17	宮崎県	①森林づくり団体活動支援事業 ②団体等公募活動支援事業 ③森林づくり資材供給支援事業 ④森林環境教育推進事業	森林環境税の使途の柱の1つである「県民の理解と参画による森林づくりの推進」を図るため。	①みやざき森づくりボランティア協議会（14団体で構成） ②森林づくりボランティア団体、NPO、自治会、市民グループ ③市町村、森林づくりボランティア団体、NPO、自治会、市民グループ ④学校、PTA、森林づくりボランティア団体、NPO、自治会、市民グループ	①森林づくりボランティア協議会が行う活動への支援 ②森林づくり団体から提案のあった県内で実施する森林づくりへの補助 ③市町村や森林づくり団体への苗木提供 ④森林環境教育を実施する団体へ講師派遣や資材の供給などの支援	①協議会事務局への委託により実施 ②森林づくり活動に対する補助、補助率3/4 上限事業費100万円 ③各団体の要望を調査し、予算の範囲内において調整して配分 ④森林環境教育に関する窓口を設置（委託事業により実施） ※支援期間の上限は定めていない	書類審査 ※第3者機関への意見聴取も実施
18	和歌山県	紀の国森づくり基金活用事業	県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため実施する。	県内に事務所又は、営業所を有する法人その他の団体	<p>①森とあそぶ・学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の重要性の普及・啓発 ・森林を舞台にした遊びの場の提供 ・森林環境研修 ・森林・林業体験 <p>②森をつくる・まもる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置され荒廃した森林の整備 ・異分野の協働による森づくり ・歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存 ・森林整備リーダーの育成 <p>③森をいかす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場における木材の利活用 ・森の宝物の利活用 ・森林の利活用に関する調査・研究等 <p>④事業提起</p> <p>1、2、3以外で条例の趣旨に合致する活動</p>	1 団体につき200千円以上2,000千円以内 ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。 ※支援期間の上限は定めていない。	原則書類審査 ただし、補助金額が 1,500 千円を超えるものについては、応募者に内容の説明を求める場合がある。

NO	自治体名	事業名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/支援期間	審査方法
19	富山県	県民による森づくり提案事業 (県民実施事業提案)	富山県森づくりプラン※ ¹ (平成18年10月3日策定)の趣旨に沿って、水と緑の森づくり税※ ² を活用し、県民全体でとやまの森づくりを推進するため、企業・団体・グループ等が提案する自ら企画立案して実行する事業(森林整備や森林の利活用等の活動)を支援する。 ※1 「富山県森づくり条例」(平成18年6月施行)で定められている、とやまの森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本計画。 ※2 とやまの森づくりの新たな財源として、平成19年度から導入した税。	次の要件をすべて満たしている団体とする。 ・提案した事業を自ら県内で実施する団体(実行委員会等の臨時的な組織を含む。) ・規約等を有し、代表者が明らかな団体 ・会計経理が明確である団体 ・営利を目的として森づくりに関する活動を実施する団体等でない団体 ・国、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める地方公共団体(以下「地方公共団体等」という。)、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等でない団体 ・法令、条例等に違反する活動若しくは公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない団体	①次のいずれかに該当する事業 ・県民協働による森林の整備や利活用を推進する事業 ・とやまの森を支える県民意識の醸成を図る事業 ・森林資源の利活用を促進する事業 ②次の要件をすべて満たした事業 ・すべて県内で実施すること。 ・営利を目的としないこと。 ・当該事業に関し、地方公共団体等及びそれらの外郭団体から委託又は助成等を受けていないこと。 ・提案した年度の2月末までに完了できること。 ・1つの団体が提案できる事業は、1年度につき1件とすること。	補助限度額 1事業あたり100万円 補助率 ・補助対象経費20万円以下の部分:補助対象経費の10/10以内 ・補助対象経費20万円を超える部分:補助対象経費の3/4以内	書類審査
20	石川県	いしかわ森林環境基金事業補助金	森林の保全に社会全体で取り組んで行くため、県民の理解と参加による森づくりの推進を図る ・森づくりへの理解を深めるための取組を推進 ・県民参加の森づくりを推進	市町村、森林組合を含む非営利団体全て(規約が定められ、総会が定期的開催されている団体)	主に里山地域を対象とした ・子供の森林環境教育に資するもの ・森林に関するボランティア活動を実施するもの	上限1団体50万円(補助率100%) ※年数上限は設けないが、状況により卒業してもらうことは考えられる。	書類審査
21	広島県	里山保全活用支援事業 森林・林業体験活動支援事業	住民団体等の自らの企画・立案による取組や企業による社会貢献活動を支援し、住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進する。 森林の機能や林業について学ぶ場を設けることにより、県民参加の森づくりについての意識醸成を図る。	森林整備を行う団体(住民団体、NPO、企業等)、市町村	里山林の保全活用のための住民団体の自らの企画・立案による取組 森林・林業体験活動、森林・林業学習	補助限度額及び補助率の設定なし ※支援期間の上限は定めていない	書類審査
22	長崎県	ながさき森林環境保全事業	県民が森林の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていくため、県民が参加して取り組む森づくりを推進する。	①地方公共団体 ②県内に事業所又は営業所を有する法人 ③団体(個人の場合は、3名以上で構成された任意団体とする)であって、規約等を有し、次の要件を全て具備しているもの。 ・自主的・組織的な活動で事業を完遂できること。 ・補助金の使途にかかる条件遵守が確実であること。	森林の価値や森づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていく県民協働で取り組む森づくりにつながる活動 ・森林保全に関する県民意識の普及・啓発 ・安全・安心の向上を目指す森林整備 ・海の活力向上を目指す森林整備 ・次世代健全育成のための森づくり ・自立的な森林管理の支援	2,000千円/件 ただし、広域的で事業効果が高いと認められるものなどについては、この限りではない。 ※支援期間の上限を設けていないが、一定の目的を達成した段階で自立を促すように考えている。	書類審査及び電話 聞取調査